

2019年6月26日

各位

maneoマーケット株式会社

株式会社グリーンインフラレンディングを営業者とする
ファンドにかかる資金の償還・分配に向けて

株式会社グリーンインフラレンディング（以下「G I L社」といいます。）を営業者とするファンドにかかる投資家の皆様への資金の償還・分配に向けた株式会社J C サービス（以下「J C S社」といいます。）及びG I L社との協議の状況をご報告いたします。

5月17日に報告したとおり、J C S社及びG I L社は、4月26日、J C S社のホームページにおいて、「海外水力発電所1案件（募集金額約2.5億円）につきまして、同発電所を売却する契約が締結され、かかる契約に基づく売買代金の入金によって、関係会社を通じてG I L社に元本返済が完了している」旨を公表し、また、弊社においても、G I L社借り手資金口座を確認したことにより、G I L社への2億5000万円の着金を確認したことをご報告いたしました。しかしながら、弊社において、従前からご報告しております分配方針に沿い対象ファンドの出資者への分配であるか否かについて、本件契約における売却代金であることを確認するため、確認すべき事項に対する回答をG I L社に求め、その際、G I L社から上記案件に係る資金を管理している口座の入出金明細を入手したところ、G I L社から投資家の皆様に分配されるべき2億5000万円について、投資家の皆様への分配に充てられるのではなく、G I L社からJ C S社あてに上記2億5000万円全額が送金されていることが判明しました。

また、弊社において、上記2億5000万円のJ C S宛ての送金の事実を踏まえ、G I L社が、投資家への皆様への分配を行うため2018年7月6日に供託していた約7億5000万円（以下「本件供託金」といいます。）の状況についての調査を実施したところ、G I L社は、同年11月22日、その取戻しを行っていたことが判明いたしました。さらに、弊社は、上記事実の発覚を踏まえ、G I L社及びJ C S社に対して、事実関係の詳細の説明を求めていたところ、両社から、両社名義の2019年6月21日付書面により、「G I L社は、本件供託金の取戻しにあたり、J C S社との間で合意書を締結し、投資家への償還方法が決定するまで、J C S社への本件供託金の貸付けを実施することとした」旨の回答がありました。

上記金額の合計約10億円は、投資家の皆様に分配すべき資金であり、G I L社の保有する他の資金と分別した上で適切に保管されていて然るべきところ、上記案件との関連性なく、J C S社あてに合計約10億円全額の送金が行われていたことは、弊社として到底許容できるものではなく、J C S社に対しては、一刻も早く全額をG I L社に返金するよう要

請する所存です。

なお、4月26日付のJCS社のホームページにおいて「バイオマス発電所1案件(募集額約7.5億円)」、「太陽光発電所3案件(募集額合計約15.6億円)」、「バイオマス発電所1案件(募集額約10.0億円)」を売却した旨公表されましたが、投資家への皆様への資金の分配を適切に行える状況にあるかを確認するため、現在、弊社は、JCS社に対し、これらの案件に係るファンドの具体的な償還計画等(ファンドに対応する案件の売買金額・売買時期、売却の相手先、契約履行状況、契約履行の完遂に至るJCS社らの課題と対応方法、これらを裏付ける資料)を開示するよう要請しております。

引き続き、これら進捗状況につきましては定期的にメールやホームページにおいてご報告させていただく予定ですが、これ以前にお伝えすべき事項がございましたら速やかにご報告いたします。

投資家の皆様には、大変ご心配をお掛けしており申し訳ございませんが、投資家の皆様への資金の償還・分配を適切かつ早期に行えるよう、事実関係の確認をはじめ、GIL社との協議を継続し、引き続き鋭意努力してまいります。

以上